

簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に関する 法制度小委員会における審議について（案）

1. 本小委員会で扱う検討事項について

令和3年12月に著作権分科会においてとりまとめられた、中間まとめ「DX時代に対応した『簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育』について」に基づき、このうち、「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」に係る法制的な課題を本小委員会において審議する。

○中間まとめにおいて示された「新しい権利処理の仕組み」に係る検討課題例

○「中間まとめ」より

「分野横断権利情報データベース等に情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等」について、次のようなことを可能とする。

- ① いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が許諾に相当する効果を与えること
- ② 窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって利用又は暫定利用を可能とすること
- ③ 窓口組織が著作権者等不明著作物に係る文化庁長官への裁定申請手続を代行すること

（検討課題例）

- ・「新しい権利処理の仕組み」に至る要件や手続について
- ・「意思表示」の具体的内容や保護について
- ・「利用又は暫定利用」の制度化について
- ・現行の「裁定制度」との整理について
- ・「裁定申請手続の代行」について
- ・簡易でわかりやすい「オプトアウト」の仕組みについて

2. 審議の進め方（イメージ）

2月4日 (第3回)	○著作権分科会中間まとめに関する報告・審議 ○今後の進め方 等
2月下旬 (第4回)	○法的課題・論点の整理 ○審議経過報告（案）（次期に継続して検討する課題の整理）

※簡素で一元的な権利処理方策と対価還元については、第22期に継続して検討する予定。

(以上)